第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第六十一条」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条第一項第四号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条」に、「第七十六条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第四条第一項第二号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条」に改める。

第五条第一項第三号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条」に、「第七十六条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十条を削る。

第十一条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「又は共済年金各法による退職共済年金（第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。）を削り、「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、「又は退職共済年金」を削り、同条第四項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、第六章第二節第一款中同条を第十条とする。

第十二条第一項ただし書中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に、「第十七条第二項第一号イ」を「第十六条第二項第一号イ」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項第一号中「又は退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）を削り、「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、「（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）」を削り、同項第二号中「第十一条第三項」を「第十条第三項」に改め、同項第三号中「又は共済年金各法による障害共済年金」を削り、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項第一号中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、「月数」の下に「を合算した月数」を加え、同項第三号イ中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に、「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「第百二条第一項」を「第六十条第一項」に、「第百六条」を「第六十六条」に、「附則第三十四条」を「附則第二十一条」に改め、「、組合員又は加入者」を削り、「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ(1)中「障害給付」を「障害厚生年金」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同号イ(2)中「障害厚生年金」に改め、「、国家公務員共済組合法第八十二条第四項、地方公務員等共済組合法第八十七条第五項又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第四項」を削り、同号イ(3)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同号ロ中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「法律によって組織された共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）であった期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（第三十二条第八項及び第百一条第一項において「共済組合等」という。）」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間」という。）については国家公務員共済組合連合会の確認を、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）については地方公務員共済組合の確認を、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）については日本私立学校振興・共済事業団」に改め、第六章第二節第二款中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条　削除

第十八条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「同条第七号」を「同条第五号」に改める。

第十九条第一項ただし書中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二十条第一項ただし書中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に、「第十八条の三」を「第十八条の四」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十六条」に改める。

第二十三条中「第十四条第四項」を「第十三条第四項」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第三号中「及び第五号」を削り、同項第五号を削る。

第二十五条第一項中「厚生労働大臣」を「政令で定めるところにより、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該実施機関」に改め、同条第四項中「、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となったとき」を削る。

第二十六条中「又は第五号のいずれか」を削る。

第二十八条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項中「次条第二項」の下に「、第三十六条」を加え、「第三十六条第一項第二号」を「第三十九条第一項第二号」に改める。

第二十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第一項第二号」を「第三十九条第一項第二号」に改める。

第三十条第一項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項第二号」を「第四十条第一項第二号」に改める。

第三十一条第二項中「被保険者期間であって政令で定めるものの月数」を「被保険者期間であって政令で定めるものの月数」に改め、同条第四項中「その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日」の下に「（厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあっては、その日）」を加える。

第三十二条第一項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同項第二号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同条第八項中「被用者年金被保険者等であった期間については、当該共済組合等」を「厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）については厚生労働大臣の確認を、第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。